

元気を応援する企業との「健診受診率向上&健康運動・心と体のリフレッシュ推進」事業

「元気応援！お得一^{オトクー}ポ^{ボン}ン事業」協働事業者(パートナー)公募実施要領

下記のとおり、「元気応援！お得一^{オトクー}ポ^{ボン}ン事業」協働事業者(パートナー)を公募する。

(趣旨)

第1条 この事業は、市と事業者が協働し、国民健康保険に加入している市民の健診受診の促進を図るとともに、運動習慣やリラックス法など、心身の健康維持活動との出会いを応援することにより、市民が、心身ともに健康で、充実した毎日を過ごすことができるよう支援を行うものである。

(事業内容)

第2条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 国保特定健診または国保人間ドックの受診者に対する、健康・運動に関わる各種サービス（飲食物の販売及び提供は除く。）の優待クーポン券提供
- (2) 事業の周知及びPR活動
- (3) クーポン券利用者へのアンケート調査

(協働事業者の資格)

第3条 協働事業者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 「元気応援！お得一^{オトクー}ポ^{ボン}ン事業」の趣旨に賛同し、事業期間中、継続してサービスの提供ができるもの。
- (2) 八戸市または近隣市町村にサービスを行う事業所または施設があるもの。
- (3) 次のいずれにも該当しないもの。
 - ア 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行うもの。
 - イ 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業を行うもの。
 - ウ 政治活動又は宗教活動を行うもの。
 - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当する事業を行うもの。
 - オ 過去3年間に於いて、納付すべき市町村民税、県民税、軽自動車税、固定資産税及び国民健康保険税（所在地が八戸市外にある場合は当該所在地の市町村民税、県民税、軽自動車税、固定資産税及び国民健康保険税）を滞納しているもの。
 - カ その他社会通念上好ましくない内容のサービスを提供する等、当事業にふさわしくない事業者と市長が判断するもの。

(募集人員)

第4条 当事業の事業者は、10事業者以内とする。

(事業期間)

第5条 事業の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年8月31日までとする。

ただし、クーポン券の配付期間は、令和9年3月31日までとする。

(会議の開催)

第6条 事業実施の打ち合わせ会議を必要に応じて開催する。

(応募方法)

第7条 申込をする場合は次の書類を市長に提出するものとする。なお、提出先は国保年金課とする。

- (1)「元気応援！お得ー^{オトクー}ボン^{ボン}事業」参加申込書（別記第1号様式）
- (2)納税証明書（ただし、所在地が八戸市内にあって、前号の申込書において市税の納付状況を確認することに同意している場合を除く。）
- (3)その他市長が必要と認める書類
- （募集期間）

第8条 募集期間は、令和7年11月4日から令和7年12月19日までとする。

（決定方法）

第9条 協働事業者の決定は書類選考の方法による。ただし、選考の結果、募集人員を大幅に上回った場合は、抽選の方法により決定する場合がある。

（結果の通知）

第10条 選考結果は、応募者全員に文書で通知するものとする。

（協定の締結）

第11条 参加決定通知の交付後、協働事業者と市長は協定書を取り交わすものとする。

協定書の内容については、双方の同意をもって決定する。

（申込書の取り扱い）

第12条 受付した応募申込書は返却しないものとし、当事業の公募以外の目的には使用しないものとする。

（協働事業者の参加の取り消し）

第13条 協働事業者が、第3条の規定に該当しなくなったとき、又は申込書の記載内容に虚偽があることが判明したときは、市長は参加を取り消すことが出来るものとする。

（変更の届け出）

第14条 協働事業者は概要等に変更があった場合は、速やかに変更届（別記第2号様式）を提出するものとする。

（その他）

第15条 この要領に定めるもののほか、協働事業者公募に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年9月9日から実施する。